

防衛省訓令第17号

艦船等の塗粧及び着標に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月21日

防衛大臣 中谷 元

艦船等の塗粧及び着標に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、海上自衛隊及び自衛隊海上輸送群の使用する艦船等の塗別線以上の船体外部及び船体内部の塗粧及び着標について定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 艦船 自衛艦及び支援船をいう。
- (2) 艦船等 艦船及び艦船の搭載艇をいう。
- (3) 隊 護衛隊、掃海隊、輸送隊、ミサイル艇隊及び練習隊をいう。
- (4) 隊群 護衛隊群、練習艦隊及び掃海隊群をいう。

(5) 隊番号 護衛隊群司令、練習艦隊司令官及び掃海隊群司令がそれぞれ隷下の隊について、その運営上の必要に応じて付与した隊の番号をいう。

(6) 塗別線 艦船の塗粧に当たって、その外舷塗料と船底塗料を区分する線をいう。

(塗別線)

第3条 塗別線は、次の表の艦船（エアクッション艇を除く。）の垂線間の長さに応じ、前部垂線、船体中央及び後部垂線上において、これらが満載喫水線と交わる点から上方に当該表に定める距離とある点をそれぞれ結ぶ弧線とする。ただし、幕僚長等（自衛隊海上輸送群の使用する船舶にあっては陸上幕僚長、海上自衛隊の使用する船舶にあっては海上幕僚長をいう。以下同じ。）は、外見その他の事情によりこの弧線によることが不適當であると認められる艦船については、別に定めをすることができる。

艦船の垂線間の長さ (メートル)	前部垂線 (メートル)	船体中央 (メートル)	後部垂線 (メートル)
---------------------	----------------	----------------	----------------

30未満	$\frac{L}{300} + 0.05$	0.05	$\frac{L}{600} + 0.05$
30以上 60未満	$\frac{L}{300} + 0.075$	0.075	$\frac{L}{600} + 0.075$
60以上 100未満	$\frac{L}{300} + 0.10$	0.10	$\frac{L}{600} + 0.10$
100以上	$\frac{L}{300} + 0.15$	0.15	$\frac{L}{600} + 0.15$

備考：Lは、艦船の垂線間の長さを示す。

（船体外部及び船体内部の塗色）

第4条 塗別線から上の船体外部（カッター、伝馬船及びヨット並びに艦船の搭載艇にあっては、船体外部の全部）は、次の各号に掲げる艦船等の種類に応じ、当該各号に定める色で塗粧するものとする。ただし、木甲板部、銅系金物及びステンレス鋼の部分は、塗粧しないことができることとし、また、エアクッション艇の船体外部については塗粧しないものとする。

(1) 艦船等（次号に掲げる艦船を除く。）

ア 露天甲板 暗灰色。ただし、滑り止めを施工す

る部分にあつては、当該滑り止めの材料の色によることができる。

イ その他の船体外部 灰色。ただし、交通船の上部構造物にあつては、白色とすることができる。

(2) 潜水艦（練習潜水艦を含む。以下同じ。） 黒色

2 前項の規定にかかわらず、煙突頂部（自衛艦（砕氷艦、潜水艦救難艦、試験艦及び特務艇に限る。）及び支援船に限る。）の塗粧の範囲及び塗色並びに舷灯内側隔板及び保安上必要な装備品の外部塗色は、幕僚長等の定めるところによる。

3 船体内部の甲板、壁面、機械類その他船体内部に関する塗色については、幕僚長等が定める。

（自衛艦の名称）

第5条 自衛艦には、その名称を船尾最後面の中央部に左書明灰色（潜水艦、砕氷艦、潜水艦救難艦、試験艦及び特務艇にあつては白色、エアクッション艇にあつては黒色）で標記するものとする。この場合において、種別に番号を付して名称とするエアクッション艇の

当該種別を表す記号は、L Aとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、船尾最後面の中央部に名称を標記することが困難な場合は、幕僚長等の定めるところにより、その標記位置を変更し、又は記号若しくは名称の標記を省略することができる。

（自衛艦の番号）

第6条 自衛艦には、その番号を両舷側前方に明灰色（潜水艦、砕氷艦、潜水艦救難艦、試験艦及び特務艇にあつては白色、エアクッション艇にあつては黒色）で標記するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、潜水艦については、その番号を艦橋両側に標記するものとする。

（支援船の名称）

第7条 支援船には、その記号及び番号を、両舷側の前方に左書白色で標記するものとする。ただし、両舷側前方に記号及び番号を標記することが困難な場合は、海上幕僚長の定めるところにより、その標記位置を変更することができる。

2 自衛艦に区分されていたときの名称（種別又は船型に番号を付したものを除く。）を継続使用する支援船には、前項の規定によりその記号及び番号を標記するほか、第5条の規定を準用する。

（搭載艇の名称）

第8条 艦船の搭載艇には、その艦船の名称を両舷側の前方に左書白色で標記するものとする。ただし、同一種類の搭載艇を2隻以上有する場合には、艦船の名称の次に、艇番号を標記するものとする。

（隊群及び隊番号の標識）

第9条 隊群の隊の編成に加わる自衛艦及び隊群の直轄の自衛艦には、その隊群及び隊番号を表わす標識を施すことができる。

（離着艦のための標識）

第10条 回転翼航空機及び固定翼航空機が離着艦する自衛艦には、海上幕僚長の定めるところにより、当該回転翼航空機及び固定翼航空機の離着艦のための標識を施すものとする。

- 2 回転翼航空機が離着艦する自衛艦（前項に規定する自衛艦を除く。）には、海上幕僚長の定めるところにより、当該回転翼航空機の離着艦のための標識を施すものとする。

（喫水標）

第 1 1 条 艦船には、その喫水標を、両舷側の前部垂線及び後部垂線上に白色（塗別線以下の喫水標については、適宜の色）で標記するものとする。ただし、エアクッション艇、カッター、伝馬船及びヨットについては標記しないことができる。

- 2 前項の喫水標のほか、幕僚長等の指定する艦船については、両舷側の船体中央部に、前項に準じ喫水標を標記することができる。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、船尾の構造及び形状等により、両舷側の後部に喫水線標を標記することが不適当と認められる艦船については、船尾最後面中央部に喫水標を標記することができる。

（満載喫水線標）

第 1 2 条 特務艇、運貨船等のうち、幕僚長等が必要と認めた艦船には、満載喫水線標を標記することができる。

(特例)

第 1 3 条 幕僚長等は、塗粧及び着標に関し、艦船等の運用上特に必要があると認める場合は、防衛大臣の承認を得て特別の定めをすることができる。

(幕僚長等への委任)

第 1 4 条 この訓令に定めるもののほか、塗色の色相、明度及び彩度、着標の位置、標記すべき文字及び記号の書体及び寸法その他この訓令の実施に関し必要な細目は、幕僚長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。

(海上自衛隊の使用する艦船等の塗粧及び着標に関する訓令の廃止)

2 海上自衛隊の使用する艦船等の塗粧及び着標に関す

る訓令（昭和３２年海上自衛隊訓令第３５号。以下「旧訓令」という。）は、廃止する。

（海上自衛隊の使用する艦船等の塗粧及び着標に関する訓令の廃止に伴う経過措置）

３ 旧訓令第３条、第４条第２項及び第３項、第５条第２項、第７条第１項、第１０条、第１３条並びに第１４条の規定による海上幕僚長の定めについては、それぞれ、この訓令第３条、第４条第２項及び第３項、第５条第２項、第７条第１項、第１０条第２項、第１３条並びに第１４条の規定により海上幕僚長が定めたものとみなす。

４ この訓令の施行の際、旧訓令により標記されている輸送艇の名称を含めた塗粧及び着標は、除籍までの間、なお従前の例による。